

人事行政の運営状況を公表します

職員給与などのあらまし

南三陸町職員の人事行政の運営内容について公平性・透明性の確保を目的に次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験の状況 (平成22年4月2日～平成23年4月1日採用)

試験区分	職種	採用人数	試験の方法
中級	保育士	1	市町村職員採用統一試験
	行 政 職	1	市町村職員採用統一試験
初級	医 師	2	町単独試験
	医療職	1	町単独試験
医療職	臨床検査技師	1	町単独試験

(2) 退職者の状況 (平成22年4月2日～平成23年3月31日)

区分	定年退職	勧奨退職	自己都合	その他	合計
一般行政	10	2	0	35	47
医療職	1	0	7	4	12
合計	11	2	7	39	59

(注) 医療職とは公立志津川病院勤務の職員です。

(3) 部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在、単位：人、△はマイナス)

		平成22年度	平成23年度	対前年度比較
		議会	3	3
一般行政部門	総務	48	35	△13
	税務	18	12	△6
	民生	53	54	1
	衛生	20	16	△4
	労働	0	0	0
	農林水産	18	13	△5
	商工	7	4	△3
	土木	10	10	0
	小計	177	147	△30
	教育	40	29	△11
公営企業等	小計	40	29	△11
	病院	106	94	△12
	水道	5	5	0
	下水道	3	3	0
会計部門	その他	22	22	0
	小計	136	124	△12
合計		353	300	△53

(注) 職員数は、一般職に属する職員数（教育長を含む）

(4) 職員の適正化への取組み

簡素で効率的かつ効果的な行財政システムを確立するため、組織機構の簡素化・効率化、民間委託、事務事業の改善等を進めながら、適正な数値目標を定め、定員の適正化を進めています。

なお、震災により減員となりました職員数を確保するために、今後計画的に職員を採用し、適正配置に努めることとしています。

2 職員の勤務時間その他勤務条件の内容

(1) 勤務時間（標準的なもの）

勤務時間	1週間あたり勤務時間	休憩時間
午前8時30分～午後5時15分	38.75時間	昼12時～午後1時

(2) 休暇等の概要

休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（生理休暇、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、育児休暇、出産介護休暇、忌引き、父母等の追悼休暇、夏季休暇、ドナーハイカ、ボランティア休暇など）、介護休暇、組合休暇。

3 職員の分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分（種類：免職、休職、降任、降給）

一定の事由（長期の病気等）により職員が職務を十分果たし得ない場合に公務の能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行われます。

平成22年度中の分限処分者数：休職者2名

(2) 懲戒処分（種類：免職、停職、減給、戒告）

職員の非違行為等に対して科される制裁であり、職場の秩序を維持・回復することを目的として行われます。

平成22年度中の懲戒処分者数：2名

4 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければなりません。

職務の遂行にあたって職員が守るべき主な義務は次のとおりです。

- ・職務等の命令に従う義務
- ・守秘義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・争議行為等の禁止
- ・職務専念義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業等の従事制限

5 職員の研修等の状況

公務員として、市民福祉の向上の精神に徹した使命感や責任感の高揚を図り、職務遂行に必要な知識、能力及び技能等の修得を図ることを目的に、市町村職員研修所や各種研修施設等との連携を図り、効果的な研修を行うものとします。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

定期健康診断、人間ドック、脳検診、がん検診など

(2) 公務災害補償の概要

公務上、通勤上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

7 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局より適切な措置が取られるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

平成22年度中は、措置要求・不服申し立てともにありませんでした。

8 勤務成績の評定

職員の人材育成を目的とした人事評価制度を導入するため、平成21年度に引き続き、試行中です。昇給、勤勉手当の支給割合については、基準日までの職員の勤務状況（病気休暇・休職・育児休業等の有無等）により判定しております。

9 職員の給与の状況

南三陸町職員の給与は、国や県並びに他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、町議会の議決を経た条例などに基づき支給されます。

(1) 職員給与費の状況(一般会計予算) (平成23年4月1日現在)

区分	職員数(A)	給与費			計(B)	1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
平成23年度	208人	781,219千円	71,529千円	269,649千円	1,122,397千円	5,396千円

(注) 職員数には、教育長、任期付研究員及び単純労務職員を含み、特別会計及び企業会計等に属する職員は除いています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	南三陸町職員の状況		宮城県職員の状況		国の職員の状況	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	324,731円	45.9歳	343,936円	42.8歳	327,205円	42.3歳
技能労務職	280,199円	49.6歳	332,110円	49.5歳	283,862円	49.5歳

(3) 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当		計	備考
		6月	12月		
給料	町長	793,500円	1.40月分	2.95月分	職責に応じ加算有り
	副町長	606,400円	1.40月分	2.95月分	職責に応じ加算有り
報酬	議長	288,100円	1.40月分	2.95月分	職責に応じ加算有り
	副議長	238,500円	1.40月分	2.95月分	職責に応じ加算有り
	議員	220,700円	1.40月分	2.95月分	職責に応じ加算有り

(注) 町長、副町長の給料については、平成25年11月5日までの任期中、10パーセントカットして支給。

(4) 職員手当の状況

① 期末勤勉手当 (平成23年4月1日現在)

区分	6月		12月		その他
	期末手				